

議員提出議案第10号

風しん対策の強化を求める意見書

国立感染症研究所の発表によると、今年の風しん患者報告数が平成25年6月19日時点で10,822人となりました。この数は昨年1年間の患者数2,392人の4倍以上となるものであり、今後も増え続けることが懸念されています。

現在、風しん患者の約7割以上は男性で、その中でも風しんの予防接種の未接種者が多い世代とされている20代から40代までの成人男性が患者数の約8割を占めています。

風しんは、妊娠中、特に妊娠初期の女性が罹患すると、胎児がウィルスに感染し、難聴や心疾患、白内障などの「先天性風しん症候群」と呼ばれる障害をもって生まれてくる可能性があります。風しんの予防接種の未接種又は風しんの抗体価が十分でない場合には、妊娠前の女性だけではなく妊婦の周囲の者も予防接種を受けることにより、妊婦が風しんに罹患することを防ぐことにつながります。

風しんの流行を重く受けとめた地方自治体では、妊娠を予定し、又は希望している女性及びそのパートナー等で風しんの予防接種の未接種者を対象に風しんワクチン接種費用の助成を行う緊急対策に独自に着手していますが、感染症対策は、本来、国が先頭に立って取り組むべきものです。

よって、国においては、風しん対策を強化することで、生まれてくる子どもの健康を守り、妊婦を含む家族の精神的な不安を払拭するために、以下の事項を早急に実施するよう強く求めます。

- 1 妊娠を希望し、又は妊娠する可能性の高い女性及び妊娠中の女性の周囲の者で風しんの抗体価が十分ではない者に対して予防接種を推奨すること。
- 2 予防接種費用の助成を実施する地方自治体に対する効果的な支援を行うこと。
- 3 予防接種に使用するワクチンの安定供給のための措置を適切に講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年7月5日提出

提出者	さいたま市議会議員	鶴崎敏康
	同	高野秀樹
	同	高橋勝頼

	同	山崎章
	同	細沼武彦
賛成者	さいたま市議会議員	新藤信夫
	同	高柳俊哉
	同	小森谷優
	同	加川義光
	同	土井裕之